

湯沢市物品購入一般競争入札公告

次のとおり物品購入の一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 3 日

湯沢市長 佐藤 一夫

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 物品名 | 湯沢市複合公共施設子ども用木製玩具 |
| (2) 物品番号 | FSG263001 |
| (3) 物品の内訳 | 別紙 内訳書による |
| (4) 物品の仕様等 | 別紙 仕様書による |
| (5) 納入期限 | 令和 8 年 11 月 4 日（水） |
| (6) 予定価格 | 事後公表（最低制限価格は設けない） |

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 湯沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 湯沢市税（参加資格要件により、営業所の所在地に応じて市町村税、都道府県税及び国税の場合を含む。）に滞納がない者であること
- (5) 公告日現在、湯沢市物品購入等競争入札参加資格者登録要綱（平成 17 年湯沢市告示第 12 号）第 5 条第 1 項に規定する「令和 8・9 年度湯沢市物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。また、営業種目「教材類」に登録されていること。
- (6) 湯沢市物品購入等競争入札参加資格者指名停止基準（平成 28 年 9 月 12 日訓令第 19 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 保育所・幼稚園・教育施設等への令和 2 年度以降の玩具納入実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 申請期間 | 令和 8 年 4 月 3 日（金）から 令和 8 年 4 月 9 日（木）まで |
| (2) 申請時間 | 午前 9 時から午後 5 時まで |
| (3) 提出先 | 〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号 湯沢市役所本庁舎 3 階
湯沢市教育部生涯学習課複合公共施設開設準備室
メールアドレス k-shisetsu-kaisetsu@city.yuzawa.lg.jp |
| (4) 提出方法 | 持参または電子メールによる |

- (5) 提出書類等 (ア)一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号)
(イ)玩具納入実績調書及びその添付資料 (様式第2号)
- (6) 入札参加資格の確認 (ア)入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者 (以下「落札候補者」という。) について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
(イ)申請書等の記載事項 (現況) が名簿の登録内容と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に商号又は名称、住所、代表者、使用印鑑等が変更となった場合は、その旨を直ちに湯沢市教育部生涯学習課複合公共施設開設準備室に連絡した上で、入札開始時刻までに入札参加資格確認申請書変更届及び委任状等の必要となる添付書類を湯沢市教育部生涯学習課複合公共施設開設準備室へ提出すること。
- (7) 入札参加の辞退 (ア)一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに電子メール等により提出すること。自己都合による場合を含め、辞退届を提出したあと、辞退届の撤回 (同一入札案件に参加すること) はできないものとする。

4 契約条項等を示す場所

- (1) 本案件に係る契約条項のほか、仕様書、契約書 (案)、金額を記載しない内訳書 (以下「設計図書等」という。) については、本公告日から令和8年4月15日 (水) までの期間、湯沢市公式ホームページに掲載する。
ただし、都合により取り止めとした場合は、この限りではない。
- (2) 契約条項等を示す場所
湯沢市教育部生涯学習課複合公共施設開設準備室
〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市役所本庁舎3階

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和8年4月8日 (水) までに、任意様式により電子メールまたはFAXにて提出するものとする (※あて先は、3(3)を参照のこと)。
- (2) 上記の質問に対する回答は、令和8年4月10日 (金) までに湯沢市公式ホームページの本公告ページへの追加掲載により行う。

6 入札書等の提出等

- (1) 提出方法 入札参加資格確認申請書を提出した者は、入札 (開札) 日時に入札 (開札) 場所に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札 (開札) 日時 令和8年4月14日 (火) 午後2時
- (3) 入札 (開札) 場所 湯沢市役所本庁舎 2階 23会議室

- (4) 入札書に記載する金額 (ア)入札書に記載する金額は、総価契約希望金額を記載すること。
 (イ) 内訳書は、任意様式で作成し、添付すること。なお、単価の金額については、1円未満の端数金額の記載を可(ただし小数第1位まで)とするが、金額の合計に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てること。
 (ウ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 (ア)入札執行回数は、2回までとする。(ただし、入札参加者が1者であった場合にあっては1回までとする。)
 (イ)開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。ただし、再入札は行わないものとする。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、次に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
 (ア)初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせる。
 (イ)前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ順位を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれかにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 (ア)落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 (イ)落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2人以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 落札者が決定された場合は、直ちに口頭で落札者に通知するものとする。
- (6) 市長は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。この場合において、入札執行者は口頭により通知することができる。
- (7) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(湯沢市の休日を定める条例(平成17年湯沢市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、市長に対して苦情の申立を行うことができる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額とする。ただし、湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「規則」という。）第104条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。なお、納付方法等については、規則の規定による。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上の金額とする。ただし、規則第123条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。なお、納付方法等については、規則の規定による。

9 入札の無効

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は金額を訂正した入札

(8) 委任状を持参しない代理人のした入札

(9) 記名押印を欠く入札

(10) 内訳書を提出しなかった者のした入札又は提出された内訳書が次のいずれかに該当する者のした入札

(ア) 商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

(イ) 価格の記載がないもの又は内訳書の価格と入札額が一致しないもの

(ウ) 入札額の内訳の記載がないもの

(11) 入札書において、記載されている入札日の日付が入札公告に示す入札執行日の日付と異なる又は日付の記載がない場合

(12) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札

(13) 開札日から落札決定の日までの間に、入札参加資格要件を満たさないことが確認された者のした入札

(14) 上記に定めるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反すると認められる入札

10 その他

(1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

(4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(6) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。

(7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告の2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、市長は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(8) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

(9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、湯沢市財務規則及びその他入札に関する要綱等の定めるところによる。

11 問い合わせ先

湯沢市教育部生涯学習課複合公共施設開設準備室

住所 〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-56-7040 FAX 0183-72-8515

メールアドレス k-shisetsu-kaisetsu@city.yuzawa.lg.jp